

南あわじ市空き家バンク設置要綱

平成28年6月1日

告示第57号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内に所在する空き家を有効的に活用し、定住促進を図るため市が設置する空き家バンクに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 市内に所在し、かつ、居住を目的として建築された建物（店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）であって、現に居住していないもの（居住しなくなることが予定されているものを含む。）及びその敷地をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。）が業として売買若しくは交換の対象としているもの又は売買、交換若しくは賃貸の代理若しくは媒介の対象としているもの

イ 市長が空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等と認めたもの

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、空き家の売却又は賃貸等を行うことができる者をいう。

(3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けて登録した空き家情報を、空き家の利用希望者に提供する仕組みをいう。

(登録の申込み等)

第3条 空き家バンクに空き家情報の登録を希望する所有者等（以下「登録申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）は、前項に規定する申込みをすることができない。

3 市長は、第1項の申込書の提出があったときは、当該空き家について、使用状態、設備、権利関係その他の空き家情報の登録に必要な事項について調査を実施し、適当と認めるときは、当該空き家情報を空き家バンクに登録するものとする。

4 市長は、前項に規定する調査を一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部に依頼することができる。

5 市長は、第3項に規定する登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により登録申込者に通知しなければならない。

（空き家情報の変更の届出）

第4条 前条第5項の規定による通知を受けた登録申込者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録した情報に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録情報変更届出書（様式第4号）に変更内容を記載した空き家バンク登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（空き家情報の抹消の申出）

第5条 空き家登録者は、登録した空き家情報の抹消を希望するときは、空き家バンク登録情報抹消申出書（様式第5号）により、市長に申し出なければならない。

（空き家情報の取消し）

第6条 市長は、登録した空き家情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該情報を取り消すものとする。

- (1) 前条に規定する申出があったとき。
- (2) 空き家の所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 空き家が第2条第1号に規定する空き家に該当しなくなったとき。
- (4) 虚偽の空き家情報を登録したことが判明したとき。
- (5) 空き家登録者について、暴力団員であることを覚知したとき。
- (6) 登録から3年を経過したとき。ただし、改めて第3条第1項に規定する登録申込みを行うことにより登録の更新をした場合は、この限りでない。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が空き家情報の取消しが必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、空き家バンク登録情報取消通知書（様式第6号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

（利用登録の申込み等）

第7条 空き家バンクから空き家情報の提供を受けようとする者（以下「利用申込者」という。）は、空き家バンク利用者登録申込書（様式第7号）に空き家バンク利用者カード（様式第8号）を添えて市長に提出するものとする。

2 暴力団員は、前項に規定する申込みをすることができない。

3 市長は、第1項の申込書の提出があったときは、空き家バンク利用者として登録し、及び空き家バンク利用者登録済通知書（様式第9号）を当該利用申込者に送付する。

4 空き家バンク利用者の登録期間は、3年とする。

5 第3項の規定による通知を受けた利用申込者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク利用者登録変更届出書（様式第10号）に変更内容を記載した空き家バンク利用者カードを添えて、市長に届け出るものとする。

6 利用登録者は、第4項に定める有効期間内に登録の抹消を希望するときは、空き家バンク利用者登録抹消申出書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

7 市長は、利用登録者が暴力団員であることを覚知したときは、当該登録を取り消すものとする。

（交渉の申込み等）

第8条 利用登録者は、空き家バンクから提供された空き家情報により空き家の購入又は賃貸借の交渉を希望するときは、空き家バンク交渉申込書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の交渉申込書が提出されたときは、空き家バンク交渉申込通知書（様式第13号）により空き家登録者に通知するとともに、交渉及び契約の媒介を一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部に依頼する。

3 前項の通知を受けた空き家登録者は、遅滞なく、当該利用登録者と交渉を行

い、その結果を市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項に規定する交渉及び契約の媒介に直接関与しないものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

空き家バンク登録申込書

年 月 日

南あわじ市長 様

住 所

氏 名

印

私が所有等している空き家について、南あわじ市空き家バンク設置要綱第3条第1項の規定により、情報の登録を申し込みます。申込みに当たり、南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員でないことを誓約するとともに、次の事項について承諾します。

- 1 登録する空き家情報を市のホームページ等で公開すること。
- 2 市が登録に係る調査及び交渉の媒介を依頼する一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部に対し、調査又は交渉に必要な情報を提供すること。

様式第2号（第3条関係）

（表）

空き家バンク登録カード

1 空き家登録内容

登録 No.	※	分類	<input type="checkbox"/> 住宅	<input type="checkbox"/> 店舗付住宅	<input type="checkbox"/> 売却	<input type="checkbox"/> 賃貸	
物件所在地							
所有者等	住所	〒 -					
	氏名				TEL	- -	
	携帯	-	-	FAX	- -		
	Eメール	@					
その他連絡先	住所	〒 -					
	氏名				TEL	- -	
	携帯	-	-	FAX	- -		
	Eメール	@					
希望売却価格	万円（内訳：建物 万円・土地 万円・その他 万円）						
希望賃貸価格	月 万円（共益費 万円・敷金 万円・礼金 万円）						
物件の概要	面積		構造	補修の要否		補修の費用負担	
	土地	m ² （坪）	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 補修は不要		<input type="checkbox"/> 所有者負担	
	建物	1階	m ²	<input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造	<input type="checkbox"/> 多少の補修必要		<input type="checkbox"/> 入居者負担
		2階	m ²	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート	<input type="checkbox"/> 大幅な補修必要		<input type="checkbox"/> その他
		合計（延床）	m ²	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 現在補修中		（ ）
	階層	m ²	階層（ ）階建				
	間取り						
築年数	年（ 年築）						
利用状況	<input type="checkbox"/> 放置（ 年） <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
設備状況	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済 <input type="checkbox"/> その他					
	ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> その他					
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	下水道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 合併浄化槽 <input type="checkbox"/> 単独浄化槽 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	トイレ	<input type="checkbox"/> 和（ 箇所） <input type="checkbox"/> 洋（ 箇所）					
	風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	テレビ	<input type="checkbox"/> ケーブルテレビ <input type="checkbox"/> その他					
	車庫	<input type="checkbox"/> 有（ 台分）	<input type="checkbox"/> 無	収納	<input type="checkbox"/> 有（ 箇所） <input type="checkbox"/> 無		
	庭	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	ペット	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
	附帯施設	<input type="checkbox"/> 農地（田： m ² ・畑： m ² ） <input type="checkbox"/> 倉庫（農機具庫） <input type="checkbox"/> 農機具 <input type="checkbox"/> その他（ ）					

(裏)

		施設名	距離	施設名	距離
主要施設等までの距離		市役所・()出張所まで	km	()高校まで	km
		消防署・()出張所まで	km	()病院まで	km
		警察署・()駐在所まで	km	()診療所まで	km
		()保育所(園)まで	km	()金融機関まで	km
		()幼稚園まで	km	()まで	km
		()小学校まで	km	JR ()駅より	km
		()中学校まで	km	バス()バス停より	km
	接道状況	(国・県・市)道 ()線から()m・隣接)			
特記事項その他	耐震診断:未・済(補強不要・要補強)・不要				
地図(別紙)			間取り図(別紙)		
写真・全景(別紙)			写真・内部(別紙)		

(注意) 抵当権がある場合及び相続登記の必要がある場合は、特記事項へ記載してください。

なお、記載漏れにより瑕疵担保責任等が生じた場合、市は一切の責任を負いかねます。

2 添付書類 土地及び建物の評価証明書

【市役所処理欄】

受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日
登録日	年 月 日	有効期日	年 月 日
結果	<input type="checkbox"/> 契約成立 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 登録抹消 年 月 日 理由:		

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長

印

空き家バンク登録完了通知書

年 月 日付けで登録の申込みのあった空き家情報について、南あわじ市空き家バンク設置要綱第3条第5項の規定により、空き家バンクに登録したので、通知します。

- 1 空き家登録番号 第 号
- 2 登録日 年 月 日
- 3 有効期限 年 月 日まで

備考 登録情報に変更があったときは、速やかに届出してください。

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

南あわじ市長 様

住 所
氏 名

印

空き家バンク登録情報変更届出書

空き家バンクに登録した空き家情報に変更があったので、南あわじ市空き家バンク設置要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 空き家登録番号 第 号
- 2 変更内容 空き家バンク登録カードに記載のとおり

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

南あわじ市長 様

住 所
氏 名

印

空き家バンク登録情報抹消申出書

空き家バンクに登録した次の空き家情報を抹消したいので、南あわじ市空き家バンク設置要綱第5条の規定により、申し出ます。

1 空き家登録番号 第 号

様式第 6 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長 印

空き家バンク登録情報取消通知書

空き家バンクに登録した次の空き家情報を取り消したので、南あわじ市空き家バンク設置要綱第 6 条第 2 項の規定により、通知します。

- 1 空き家登録番号 第 号
- 2 登録取消日 年 月 日
- 3 取消理由

様式第7号（第7条関係）

空き家バンク利用者登録申込書

年 月 日

南あわじ市長 様

住 所

氏 名

印

空き家バンクを利用したいので、南あわじ市空き家バンク設置要綱第7条第1項の規定により、空き家バンク利用者カードを添えて申し込みます。申込みに当たり、南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長 印

空き家バンク利用者登録済通知書

空き家バンクの利用者登録が完了したので、南あわじ市空き家バンク設置要綱第7条第3項の規定により、通知します。

- 1 利用者登録番号 第 号
- 2 登録日 年 月 日
- 3 有効期限 年 月 日まで

備考 登録事項に変更があったときは、速やかに届出してください。

様式第10号（第7条関係）

年 月 日

南あわじ市長 様

住 所

氏 名

印

空き家バンク利用者登録変更届出書

空き家バンクの利用者登録事項に変更があったので、南あわじ市空き家バンク設置要綱第7条第5項の規定により、届け出ます。

- 1 利用者登録番号 第 号
- 2 変更内容 空き家バンク利用者カードに記載のとおり

様式第11号（第7条関係）

年 月 日

南あわじ市長 様

住 所

氏 名 ⑩

利用者登録番号 第 号

空き家バンク利用者登録抹消申出書

空き家バンクの利用者登録を抹消したいので、南あわじ市空き家バンク設置要綱第7条第6項の規定により申し出ます。

様式第12号（第8条関係）

年 月 日

南あわじ市長 様

住 所

氏 名

印

空き家バンク交渉申込書

次の空き家について交渉を希望しますので、南あわじ市空き家バンク設置要綱第8条第1項の規定により交渉を申し込みます。申込みに当たり、市が交渉を依頼する一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部に対し、交渉に必要な情報を提供することを承諾します。

1 交渉を希望する空き家	空き家登録番号 第 号
2 購入又は賃貸の別	<input type="checkbox"/> 購入希望 <input type="checkbox"/> 賃貸希望
3 空き家の利用方法	
4 利用に当たっての要望事項	

様式第13号（第8条関係）

第 号

年 月 日

空き家登録者

様

南あわじ市長

印

空き家バンク交渉申込通知書

あなたが所有等する次の空き家について、交渉の申込みがありましたので、南あわじ市空き家バンク設置要綱第8条第2項の規定により通知します。

なお、交渉については、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部に媒介を依頼しております。

1 空き家登録番号 第 号